

## 5. 在留カードの代理受領に係る措置（P. 19）

### ➤ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例

#### 内容

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認める**こととし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。

#### 代理受領する際の持ち物

- 通知書（入管から送付された通知はがき）
- 委任状（FAXや写しでも可）
- 通知書に記載された収入印紙
- 委任を受けた方の身分証明書

※ 通知書がない場合は、申請人のパスポートのコピー又は在留カードのコピーを持参してください。

※ 委任状の様式は、以下のWEBサイトを御活用ください。

（日本語）<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005350.doc>

（英語）<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005351.doc>



（日本語）



（English）

在留諸申請中に再入国許可により出国した方に関する資料  
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005850.pdf>



## 6. 留学生に対する対応 (P. 20~21)

### ➤ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

#### 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことができます。

- ⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新できます。
- ⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留ですが、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

#### 教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方は、就労の希望の有無に応じて、「特定活動(6月・就労可又は就労不可)」を許可します。

- ⇒ 帰国できない事情が継続している場合には、在留期間更新許可を受けることができます。  
更新申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請した場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。

※ 詳しくは、P. 11を確認してください。

2020年1月1日以降2021年3月末までに教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

- ⇒卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

## 6. 留学生に対する対応 (P. 20~21)

- 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合

### 卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更ができます。

### 卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことができます。  
(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

- ⇒ 通常、卒業から1年間就職活動を行うことができますが、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き就職活動を行う場合は、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005235.pdf>



継続就職活動中又は内定待機中の方の在留期間の更新について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005182.pdf>



## 7. 技能実習生に対する対応 (P. 22~23)

### ▶ 技能実習生に関する特例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた技能実習生の  
在留諸申請の取扱いについての資料(翻訳版あり:やさしい日本語)  
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005054.pdf>



#### 内容

##### 1 本国への帰国が困難な方

就労の希望の有無に応じて、「特定活動(6月・就労可又は就労不可)」への在留資格変更が可能です。

← 詳しくは、11ページを確認してください。

##### 2 技能検定等の受検ができないために次の段階の技能実習へ移行できない方

受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

##### 3 実習先の経営悪化等により技能実習の継続(注)が困難となった方(新たな実習先が見つからない場合)

一定の条件を満たすことにより、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能です。

← 詳しくは、24~25ページを確認してください。

(注) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります(2020年9月7日追加)

以下については、技能実習2号を修了される方への案内です。

※ 移行の準備が整っている方は「特定技能1号」への変更が可能です。  
変更手続きについては、こちらを参照してください。

[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html)



##### 4 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

移行準備の間、「特定活動(4月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります。

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です。

##### 5 「技能実習3号」への移行を希望される方

優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です。

※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。

[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html)

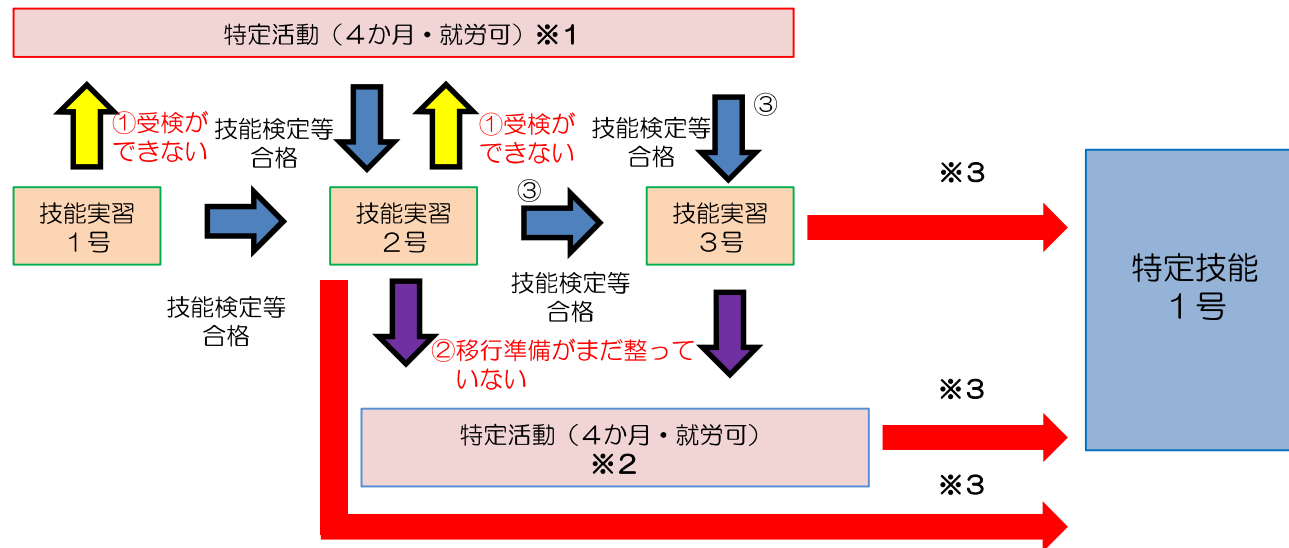


本特例のまとめは  
次ページ

## 7. 技能実習生に対する対応 (P. 22~23)

### まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となる。
- ※2 受入れ機関において、特定技能外国人として同在留資格への資格変更を予定している等の要件を満たす場合に対象となる。
- ※3 技能実習2号を良好に修了した外国人は、同一の分野・業務区分に係る特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除される。

(上記図以外の場合)

○本国への帰国が困難な方

就労の希望の有無に応じて、「特定活動(6月・就労可又は就労不可)」への在留資格変更が可能です。

○実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方(※)(新たな実習先が見つからない場合)

一定条件を満たすことにより、「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能です。

(※) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。

(※) 帰国ができない事情が続いている場合には、更新を受けることが可能です。

## 8. 解雇等された技能実習生などに対する対応（P. 24～25）

- 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）

### 概要

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生及び特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可します。

### 対象者

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化等（倒産、人員整理等）により、**自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなった外国人** 次のような方など
  - ①技能実習生、特定技能外国人
  - ②就労資格（「技術・人文知識・国際業務」「技能」等）で就労していた外国人
  - ③教育機関における所定の課程を修了した留学生
- 2 **予定された技能実習を修了した技能実習生のうち**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、**帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった外国人**（2020年9月7日付けで新たに対象としました。）
- 3 **ミャンマーにおける情勢不安を理由に**本邦への在留を希望するミャンマー人（ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。）

### 適用期間

#### 当面の間

（措置を終了する場合には別途お知らせします。）

### 在留期間

雇用契約期間を下回らない範囲で、「4月」から「1年」までのいずれかの最短の在留期間（1月単位）

※本措置で1年在留した方であっても、帰国困難な場合に限り、最大6月の在留期間更新が可能です。

## 8. 解雇等された技能実習生などに対する対応 (P. 24~25)

### 要件

- ア 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
  - イ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること  
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。)
  - ウ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること (外国人の受入れ実績等)
  - エ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
  - オ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと 等
- ※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。  
[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html)



### マッチング支援 (雇用を維持するための支援)

転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。  
※ 特定技能外国人は、非自発的離職時の転職支援を先に受ける必要があります。

#### 転職・就職先が見つからない



STEP①

「個人情報の取扱いに関する同意書」を記載の出入国在留管理庁に提出する  
(注)



STEP②

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて職業紹介機関に提供



STEP③

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施



STEP④

転職・就職先企業との雇用契約の締結



STEP⑤

「特定活動(最大1年・就労可)への在留資格変更申請

(注) 「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について  
「特定技能」の場合は、地方出入国在留管理局に、  
その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出する。  
⇒ <http://www.moj.go.jp/isa/content/930006081.pdf>



※ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人(ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。)で、特定産業分野での就労を希望する方もマッチング支援の対象となります。

## 9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応（P. 26～28）

### ➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例，在留資格変更に関する特例

在留期限が到来する場合は次ページ

#### 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例

以下の要件に該当する方は、**現に有する在留資格のまま在留が認められます。**

- (1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、上記の要件に該当する場合は、生活費を賄う目的の**資格外活動許可申請も可能（週28時間を限度とする包括的な資格外活動許可）**です。

資格外活動許可申請を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方（就労資格者）についての資料  
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005727.pdf>





## 9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応（P. 26～28）

### ➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例

本特例のまとめは  
次ページ

#### 在留資格変更に関する特例

前ページの状態のまま在留期限を迎える方については、**就職活動を目的とする（又は待機者のための）「特定活動（6月）」への在留資格の変更が認められます。**

在留資格の変更を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

また、**資格外活動の許可を受けることも可能**です。資格外活動期間については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は、**在留期間の更新（6か月）が可能（資格外活動の許可を受けることも可能）**です。

※ 在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

※ 短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合は、現に有する在留資格による在留期間の更新はできません。ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合は、就職活動のための特定活動（6月）への在留資格の変更は可能（資格外活動の許可も可能）です。

#### 留意事項

1. 就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
2. 待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。
3. 上記取扱いは技能実習生の方を除きます。

## 9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応（P. 26～28）

### 在留資格変更に関する特例（まとめ）

解雇・雇止め



就職活動のための**特定活動（6月）へ在留資格変更**

資格外活動許可  
**可能**

待機



雇用先から待機期間が1か月を超えない旨の説明がある場合  
【復職確認後】**現に有する在留資格により在留期間更新**

資格外活動許可  
—



待機期間が1か月を超える又は不確定な場合  
**待機者のための特定活動へ在留資格変更**

資格外活動許可  
**可能**  
（雇用先からの同意があれば）

勤務短縮



短縮後の勤務時間が待機時間を上回る場合  
**現に有する在留資格により在留期間更新**

資格外活動許可  
**可能**  
（雇用先からの同意があれば）



短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合  
**現に有する在留資格により在留期間更新不可**

資格外活動許可  
**可能**  
（特定活動であれば）

※ ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合  
就職活動のための**特定活動（6月）へ在留資格変更**

## 10. その他参考事項 (P. 29~34)

### 在留支援・相談窓口「FRAT」(2021年6月1日開設)

名古屋出入国在留管理局では、在留支援のための相談窓口

「**F**oreign**R**esidents**A**ssistance**T**eam」(ふらっと)  
かいせつ  
を開設しました。



#### ○ 場所

名古屋市港区正保町5丁目18番  
名古屋出入国在留管理局1階  
在留総合インフォメーションセンター内  
(あおなみ線「名古屋競馬場前」徒歩1分)

#### ○ 相談日時(★予約制)

月曜日～金曜日 8:30～16:00  
※ 12:00～13:00を除きます。  
※ 祝日を除きます。

#### ○ 予約方法

電話で予約を受け付けています。

**☎052-559-2111**

(準備ができるまでの間、電話予約は日本語のみの対応になります。)  
予約するときに下に書いてあることを伝えてください。

- 希望日時 ●名前 ●連絡先 ●国籍 ●在留資格
- 在留期間 ●在留カード番号 ●通訳が必要かどうか
- 通訳が必要な場合はその言葉 ●相談したい内容

※ 匿名での相談も対応します。

### FRESCヘルプデスク(2020年9月1日開設)

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための電話相談窓口が開設されました。

- ・日本語、ベトナム語、中国語、英語など18言語で対応しています。
- ・月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)
- ・(フリーダイヤル) 0120-76-2029

御案内はこちら → <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



## 10. その他参考事項 (P. 29~34)

### 相談員の方からの問い合わせ先

名古屋出入国在留管理局 在留支援担当

Tel 052-559-2151 (直通・地方公共団体相談窓口用)

お問い合わせをいただく場合は、最適な情報を提供できるよう相談者の

- 在留資格
- 在留期間
- 在留期限
- 在留状況 (難民申請中, 非正規在留中など)

などの詳しい情報を聞き取った上で連絡いただくようお願いいたします。  
(相談者を特定する情報は必要ありません。)

## 10. その他参考事項 (P. 29~34)

### 出入国在留管理庁のホームページ①

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス関連情報は、出入国在留管理庁のウェブサイトに掲載しています。取扱いに変更等がある場合は、随時更新されますので、以下のリンクから最新情報を確認してください。

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス感染症に関する情報ページ（総合ページ）

[http://www.moj.go.jp/isa/covid-19\\_index.html](http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html)



上陸拒否に関する情報

[http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)



帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00155.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html)



EPA看護師・介護福祉士候補者等で在留している帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005565.pdf>



ワーキング・ホリデーで在留していた帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005530.pdf>



在外公館における再入国許可の延長手続について

[https://www.mofa.go.jp/mofai/toko/page24\\_000076.html](https://www.mofa.go.jp/mofai/toko/page24_000076.html)



再入国許可の有効期間内に日本への再入国ができず、一度在留が途切れた期間がある方からの永住許可申請に係る取扱いについて <http://www.moj.go.jp/isa/content/930006016.pdf>



# 10. その他参考事項 (P. 29~34)

## 出入国在留管理庁のホームページ②

### 解雇・雇い止め等となった方に係る取扱い

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00156.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00156.html)



### 実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html)



### 雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



### 健康保険等に関する厚生労働省からのお知らせ

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005379.pdf>



### 留学生及び日本語教育機関に係る取扱い

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html)



### その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い在留資格に係る活動を行うことができない場合における在留資格取消手続の「正当な理由」について（翻訳版あり：英語、中国（簡・繁）、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語） <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005545.pdf>



# 10. その他参考事項 (P. 29~34)

## 上陸拒否の対象地域リスト

次ページ  
に続きます

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年4月3日までに指定された国・地域 (64か国・地域)	インドネシア、シンガポール、 <del>タイ</del> 、韓国、台湾、中国(香港及びマカオを含む)、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア	オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、米国	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
令和2年4月29日から追加 (14か国)				アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア	ジブチ
令和2年5月16日から追加 (13か国)	モルディブ			ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン、		カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
令和2年5月27日から追加 (11か国)	インド、パキスタン、バングラデシュ			アルゼンチン、エルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、南アフリカ

——で消しているのは、上陸拒否が解除された国・地域です。  
なお、タイは令和3年5月21日に改めて指定されています。

# 10. その他参考事項 (P. 29~34)

## 上陸拒否の対象地域リスト (つづき)

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年7月1日から追加 (18か国)				ガイアナ, キューバ, グアテマラ, グレナダ, コスタリカ, ジャマイカ, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ニカラグア, ハイチ	ジョージア	イラク, レバノン	アルジェリア, エスワティニ, カメルーン, セネガル, 中央アフリカ, モーリタニア
令和2年7月24日から追加 (17か国・地域)	ネパール			スリナム, パラグアイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア, コモロ, コンゴ共和国, シエラレオネ, スーダン, ソマリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, リビア, リベリア
令和2年8月30日から追加 (13か国)	ブータン			トリニダード・トバゴ共和国, ベリーズ			エチオピア, ガンビア, ザンビア, ジンバブエ, チュニジア, ナイジェリア, マラウイ, 南スーダン, ルワンダ, レソト
令和2年11月1日から追加 (2か国)	ミャンマー					ヨルダン	
令和3年5月21日から追加 (7か国)	カンボジア, スリランカ, タイ, 東ティモール, モンゴル			セントルシア			セーシェル
令和3年8月24日から追加 (1か国)		フィジー					
令和3年12月2日から追加 (2か国)							アンゴラ, モザンビーク